

地方分権に関する緒論

人間福祉学部教授 小西 砂千夫

林仲宣「地方分権の税法学(3)―調整局の強化と民間委託」月刊『税』2008年10月号は、地方自治体の滞納対策について実証的な分析を行っている。全体的に、コンビニ収納やカード納税、民間委託の流れは重要としながらも、どちらかといえば警戒的である。少なくとも徴税は公務員がなすべき職務であり、「課税権の放棄といわざるを得ない」などと指摘している。特に情報管理の面で課題は大きいと指摘している。

『都市問題』2008年10月号、99巻10号は、「どうなる？ 霞ヶ関の出先機関」という特集を組んでいる。そのなかで、金子仁洋「道州制を見据えた出先機関改革」は、道州制ビジョン懇談会委員として、出先機関改革に前向きであり、「都道府県は出先機関による広域事務・権限を引き受けなければ「広域地方政府」を名乗る資格はない」という姿勢を示している。つまり「道州制への道は、基本法を創って実施を迫るというような。お上任せの道ではない」のであって、都道府県が自ら可能な地域から「漸次改革を進めて道州制に近づく」ことが望ましいとされる。ついで、五十嵐敬喜「地域整備局の解体と「その後」」は、国土交通省地方整備局の見直しが提起されているが、そのなかで、道路

特定財源をめぐって地方6団体は一般財源化の阻止と暫定税率の維持という姿勢であった。同論文は、自治体の道路財源への依存したすがたに対して、それをたださなければ、「地方整備局の見直しもまたもや未完に終わり、さらに国民を苦難に強いることになる」と手厳しく批判している。

松本英昭「地方分権改革推進委員会の「第一次勧告」と政府の「地方分権改革推進要綱(第一次)」を読んで」『自治研究』84巻9号(2008年9月号)は、いくつかの印象的なコメントを行っているので、それを以下に引用する。

- ・地方公共団体(地方自治体)を「地方政府」と位置づけることは、地方公共団体(地方自治体)の統治団体適正書くと地方自治の政治的側面を強調するものであり、これまでとかく、地方公共団体(地方自治体)を行政組織としての側面から見てきた思考による地方自治観・地方自治体観とは異なった者ではないかと思う。

- ・行政分野における各個別の事務・権限に関して、全般を通じてまず感じるのは、多くの見直しで、市と町村とで見直しの内容が異なっているものが多いことである。

そのことにも関連して、次のように指摘する。

・都市計画決定について、市の区域と町村の区域で大幅に異なることとしていることは、たとえ当面の措置であるとしても、いかなものであろうか。先述したとおり、都市計画は基礎自治体の基本的権能であるべきであり、市と町村で差を設ける性質のものではないと思うのである。町村の能力の問題ならば、その補完の方法を講ずることとすればよいであろう。

・「第一次勧告」のくらしづくり分野の行政にか

かる事項についてみると、全般的に、次のようなことが指摘できる。／第一に、課題認識として記述されている事項と、勧告事項との間のギャップが大きなものが多いことである。…(中略)…／第二に、勧告で、各府省に検討を促すことにとどまっているものが多いことである。

・補助対象財産の財産処分の弾力化についての改革の方向は、評価できるのではないかと思う。

CSRの取り組みと企業価値への影響

商学部教授 阪 智香

CSR 報告書に関する KPMG の国際調査の結果が、3 年ぶりに、2008 年 12 月に公表された。この調査は、フォーチュン・グローバル 500 の上位 250 社および世界 22 カ国における売上高上位各 100 社の合計 2,200 社を超える企業をサンプルとした大規模な調査である。この調査の結果によると、フォーチュン・グローバル上位 250 社中、実に約 8 割が CSR 報告書を作成しており、また、各国上位 100 社の中で CSR 報告書を作成している割合が最も高いのは日本 (90%) であった。

わが国では現在、1,000 社を越える企業が環境報告書や CSR 報告書などを発行・公表しており、その開示水準も高まってきた。それはとりもなおさず、企業の CSR 活動が質・量共に改善されてきたことを示している（実行していないことは書けないからである）。最近では、単に CSR 活動を実施しているというだけではなく、生田孝史「グローバル市場における日本企業の CSR サプライチェーン」『Economic Review』第 12 巻第 4 号 (2008.10) で述べられているように、SWOT (強み・弱み・機会・脅威) 分析をふまえて、欧米先行企業に比べて日本企業が出遅れているサプライチェーンにお

ける CSR の取り組みを強化するなど、国際的な競争の中で生き残っていくためのさらに踏み込んだ取り組みが必要となっている。

しかし、昨今の景気の後退は、わが国企業の CSR 活動全般に暗い陰を落としている。そもそも、CSR 活動は、企業に財務的な余裕があるから行うのではない。しかしこれまで、CSR 活動の実績 (Corporate Social Performance: CSP) と財務実績 (Corporate Financial Performance: CFP) の関係が明らかでないことが、企業が CSR の取り組みを進める上で障害となっていた。ただし、海外では、企業の CSR 情報を用いて、CSP と CFP との関連を調査する研究が 100 以上みられる。これらの研究結果はさまざまに、CSP と CFP に正の相関がみられるとする研究、CSP は市場ベースの CFP よりも会計数値による CFP とより関連があるとする研究、CSP は過去および将来の CFP と関連があるとする研究、CSP と R&D 投資に正の相関がみられるとする研究、CSR に取り組む企業の CFP は (そうでない企業と比べて) 劣っていないとする研究、CSP と CFP には関係がみられないとする研究などが存在する。また最近では、CSR の取り組みは企業リスクを低減

させるとする研究、CSP と CFP の関係は企業とステークホルダーの関わり方によって異なるという研究、経営者とステークホルダーが共謀すれば CFP に負の影響をもたらすとする研究など多様な研究がみられる。

わが国において、この CSP と CFP の関係を調査した研究が、首藤恵・竹原均「企業の社会的責任とコーポレート・ガバナンス（上）（下）—非財務情報開示とステークホルダー・コミュニケーション」『証券経済研究』第 62・63 号（2008.6、2008.9）である。結果は、企業規模や産業特性をコントロールしてもなお、CSR に積極的な企業は成長性や市場評価の面で優良なパフォーマンスを示しているというものであった。

一方、奥田真也「環境並びに品質投資の情報開示に対する証券市場における反応」『大阪学院大学流通・経営学論集』第 34 巻第 1 号（2008.7）では、環境投資は証券市場で負の情報と捉えられていることを示している。

わが国では、CSR の取り組みやその情報開示が普及している一方で、CSP と CFP の関連を検証し、CSR 活動が企業価値にどのような影響を及ぼしているかという研究はきわめて少ない。CSR についての研究は、今や、何を社会的責任とすべきかという規範論的思考であった時代から、理論や実証を思考する時代へと移り変わっているといわれる。今日の経済危機にあっても、企業が CSR 活動を推進し、自身の持続的発展を達成するためにも、CSR 活動と企業の経済価値との関係を明らかにする研究の蓄積が望まれ

ている。